主 本件控訴を棄却する。 当審の訴訟費用は被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は被告人及び弁護人大政満作成の各控訴趣意書の通りであるからこれを引用し、これに対し当裁判所は次のように判断する。

論旨は被告人は居村A中学校教諭としてB科を担任し職業指導のため、自動車運 転免許申請中であつたが、同校の行事である臨海学園開設準備のため現地視察に赴 く途中、運転の資格を有する同校教諭Cより運転技術の指導を受けながら約五百米 を運転したもので単独で運転したのではないと主張する。なるほど原判決挙示の証 拠によると被告人が原判示自動車の運転をした際、その傍に運転の資格を有するC が同乗していたことは認められるが、しかしたとえ運転の資格を有する者が傍に同 乗していて、その者から運転技術上の指導を受けながら運転したとしても自動車の 運転をしたことには変りがないのである。次に論旨は栃木県では自動車の運転の免 許申請者が免許を受ける迄の間に練習する場所が定まつていないので、何処でも自 由に練習することを認め、試験の時だけ試験場で試験することになっている実情で あると主張するが、かかる事実は記録上これを認め得べき証拠がない。更に論旨は 道路交通取締法第七条第一項には車馬又は軌道車の操縦者は無謀な操縦をしてはな らないと規定し、その第二項において無謀な操縦の定義を掲げているが、無謀操縦 を犯罪として処罰する所以のものは、正常安全な操縦ができない危険がある場合な いし正常安全な操縦を怠つている場合の操縦を取締る趣旨であつて、形式的に法令 に定められた運転の資格を持たない考の運転であつても、人通りの少い場所での運 転、有資格者の指導の下における運転、又は本人の運転能力等を綜合して、かかる 正常安全な運転ができない危険がない場合には無謀操縦には該当しないと主張す る。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条に則り本件控訴を棄却し、当審の訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条第一項本文によりこれを被告人に負担させることとし、主文の通り判決する。

(裁判長判事 大塚今比古 判事 工藤慎吉 判事 渡辺辰吉)